

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年五月十六日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨医 九七六五	丹澤 穎	令和七年四月十七日
梨医 九七六六	木下 鳩馬	令和七年四月二十四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十六日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨歯一五三九	河阪 多恵	令和七年四月十七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月十六日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨薬 三三〇三	川北 美礼	令和七年四月二十六日
梨薬 三三〇四	高石 朱莉	令和七年四月二十八日
梨薬 三三〇五	丸山 恭矢	令和七年四月三十日
梨薬 三三〇六	小田切 歩絵美	令和七年四月三十日
梨薬 三三〇七	落合 歩美	令和七年四月三十日
梨薬 三三〇八	横内 未来	令和七年五月七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十三日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨医 九七六八	杉原 良英	令和七年四月八日
梨医 九七六九	前原 愛	令和七年四月八日
梨医 九七七〇	長島 陸	令和七年四月十四日
梨医 九七七一	飯島 徳長	令和七年四月十四日
梨医 九七七二	新谷 俊介	令和七年四月十四日
梨医 九七七三	泉谷 悠一郎	令和七年四月十四日
梨医 九七七四	小林 咲貴	令和七年四月十四日
梨医 九七七五	野口 勝生	令和七年五月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十三日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨歯一五四〇	室谷 千里	令和七年四月十四日
梨歯一五四一	清遠 和弘	令和七年四月二十五日
梨歯一五四二	久保田 拓人	令和七年四月二十五日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

七年五

月二十三

日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨薬 三三〇九	大川 舞香	令和七年四月三十日
梨薬 三三一〇	角野 薫	令和七年四月三十日
梨薬 三三一一	小松 優生	令和七年四月三十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨医 九七七六	石橋 正尋	令和七年五月一日
梨医 九七七七	萩原 萌	令和七年五月四日
梨医 九七七八	花林 将希	令和七年五月四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
梨薬 三三一二	永峰 拓人	令和七年五月八日
梨薬 三三一三	中村 春菜	令和七年五月十二日
梨薬 三三一四	小原 美樹	令和七年五月十三日
梨薬 三三一五	上之郷 悠人	令和七年五月十三日
梨薬 三三一六	萩原 千尋	令和七年五月十六日
梨薬 三三一七	小沢 桃香	令和七年五月十七日
梨薬 三三一八	山田 芽衣	令和七年五月二十三日